

愛知県立大学学術研究情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第6条の規定に基づき設置される学術研究情報センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について、定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、図書、その他の図書館資料、電子情報などの学術情報の収集・管理及び企画調整を行い教育・学習活動に資するとともに、全学的な研究政策を立案し、他大学・研究機関、産業界及び行政機関等と連携を図り研究活動の推進に資することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、愛知県立大学長久手キャンパス図書館及び愛知県立大学守山キャンパス図書館（以下総称して「図書館」という。）並びに研究推進局を置く。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館の管理・運営に関すること。
- (2) 図書及び電子情報等図書館資料の収集・管理に関すること。
- (3) 図書及び電子情報等図書館資料の利用者への提供に関すること。
- (4) 学術資料等の電子化情報の発信に関すること。
- (5) 全学的な研究政策の立案、実施及び広報に関すること。
- (6) 他大学・研究機関、産業界及び行政機関等との研究活動の連携や研究交流の促進に関する企画・実施に関すること。
- (7) 研究所及び研究プロジェクトチームの設置及び管理並びに廃止に関すること。
- (8) 科研費を含む外部資金に関すること。
- (9) 研究活動及び研究費の不正防止に関する研究倫理教育の実施に関すること。
- (10) その他センター長が適当と認めた業務

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故がある場合は、副センター長がセンター長の職務を代理する。

(副センター長)

第6条 センターに、副センター長を置く。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中で副センター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長補佐)

第7条 センターに、センター長補佐を置くことができる。

- 2 学長は、センターの運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、センター長補佐を指名することができる。
- 3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究推進局長)

第8条 研究推進局に、研究推進局長（以下「局長」という。）を置く。

- 2 局長は、センター長の命を受け、研究活動の推進に関する業務を掌理する。
- 3 局長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

(センター運営会議)

第9条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

- 2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 局長
- (5) 学術情報部長
- (6) その他センター長が必要と認めた者

- 3 運営会議はセンター長が召集する。

(委員会)

第10条 図書館に、第4条第1号から第4号までに掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、図書館運営委員会を置く。

- 2 研究推進局に、第4条第5号から第8号までに掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、研究推進委員会を置く。
- 3 前二項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 センターの庶務は、図書情報課で行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年10月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

(任期に関する経過措置)

1 この規程の施行の際現にセンター長、副センター長及びセンター長補佐の職にある者の任期については、改正前の規定を適用する。

2 この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間にセンター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月24日から施行する。